

プール学院大学大学院学生の外国留学に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院学則（以下「学則」という。）第30条に基づき、プール学院大学大学院（以下「本学大学院」という。）の外国留学に関し、必要な事項を定める。

(留学の種類と留学先大学等)

第2条 この規程における留学は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 一般留学は、研究または修学の必要により、学長が認めた外国の大学またはそれに相当する高等教育研究機関で、研究に従事あるいは正規の授業を受けるものとする。

(2) 協定留学は、本学大学院が協定を結んだ外国の大学において、研究に従事あるいは正規の授業を受けるものとする。

(留学生の資格)

第2条 留学生として出願する者は、原則として本学大学院における授業科目を10単位以上取得していなければならない。

(留学の出願)

第3条 留学生として出願する者は、所定の留学願に、指導教員の指導に基づく留学先における研究または修学計画書を添えて、研究科長を通じ学長に提出しなければならない。

(留学の許可)

第4条 留学の許可は、前条の留学願に基づき、大学院国際文化学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が決定する。

第6条 留学を許可された者は、出国までに留学先大学等の受入れ許可書（写し）または聴講許可書（写し）を提出しなければならない。

(留学期間)

第7条 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究および教育上必要と認められた場合には、1年を限度としてその期間を延長することができる。延長期間については休学として取り扱う。

2 留学期間の延長を希望する者は、許可された留学の期間の1か月前までに、留学継続願を提出し、学長の許可を得なければならない。

3 留学期間は、1年を限度として在学期間に組入れることができる。

(留学の終了)

第8条 留学期間が終了した者は、帰国の日から1か月以内に、所定の留学終了届に、留学期間中の履修、単位取得あるいは研究結果等に関する報告書を添えて学長に提出しなければならない。

(取得単位の認定)

第9条 留学期間中に留学先大学等で取得した授業科目の単位は、学則第22条に基づき10単位を限度として本学大学院の単位として認めることができる。ただし、休学として取り扱われた期間中に取得した単位については、これを認定しない。

第10条 前条の単位認定は、留学先大学等における成績証明書と本学大学院指導教員の所見に基づき、大学院教務委員会が原案を作成し、研究科委員会において決定する。

(履修登録等の手続き上の調整)

第11条 本学大学院と留学先大学等との制度上の相異による履修登録等の手続に関する必要な調整は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は以下の各号のいずれかに該当する学生については、留学先大学等の長と協議し研究科委員会の議を経て、留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究または留学の成果が上がらないと認められる者
- (2) 留学に必要な査証が認められない者
- (3) その他学生としての本分に反した者

(学 費)

第12条 留学期間中の学費については、別に定める。

(事 務)

第13条 大学院学生の外国留学に関する事務は、地域・国際センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

この規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。